

議第41号

檀原市役所行政組織条例の一部改正について

檀原市役所行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市役所行政組織条例の一部を改正する条例

檀原市役所行政組織条例（平成8年檀原市条例第27号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（事務分掌） 第2条 第1条の内部組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画戦略部 （略） 総務部 （略） 財務部 （略） 魅力創造部 （1）～（3） （略） （4） 世界遺産登録に関すること。 （5） （略） こども部 （略） 健康スポーツ部 （略） 福祉部 （略） 環境部 （略）	（事務分掌） 第2条 第1条の内部組織の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 企画戦略部 （略） 総務部 （略） 財務部 （略） 魅力創造部 （1）～（3） （略） （4） 世界遺産の保存及び魅力向上に関すること。 （5） （略） こども部 （略） 健康スポーツ部 （略） 福祉部 （略） 環境部 （略）

改正前	改正後
都市デザイン部（略） 都市マネジメント部（略） 2（略）	都市デザイン部（略） 都市マネジメント部（略） 2（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 「飛鳥・藤原の宮都」が世界文化遺産に登録されたため、部の分掌する事務の見直しを行うもの

議第42号

檀原市税条例の一部改正について

檀原市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市税条例の一部を改正する条例

檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（寄附金税額控除） 第34条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震	（寄附金税額控除） 第34条の7 （略） 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（<u>法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第36条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長の定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震

改正前	改正後
保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。 ２～９ （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （１） （略）	保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３４条の７の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。 ２～９ （略） （個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第３６条の３の２ 所得税法第１９４条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 （１） （略）

改正前	改正後
(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除き</u>、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。<u>次条第1項において同じ。</u>）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。</u>	(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを<u>除く</u>。<u>次条第1項第2号において同じ。</u>）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名 (3)・(4) (略) 2～4 (略) 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。<u>次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。</u>）により提供することができる。 6 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 <u>次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u>

改正前	改正後
<u>第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>当該公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>特定配偶者の氏名</u> (3) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u>	(1) <u>所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者</u> (2) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> (3) <u>法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第24条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払</u>

改正前	改正後
(4) <u>その他施行規則で定める事項</u> 2 <u>前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</u>	<u>を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者</u> 2 <u>前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。</u> (1) <u>公的年金等支払者の名称</u> (2) <u>公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨</u> (3) <u>特定配偶者の氏名</u> (4) <u>扶養親族又は特定親族の氏名</u> (5) <u>その他施行規則で定める事項</u> 3 <u>第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。</u>

改正前	改正後
<u>3</u> (略) <u>4</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の7の3</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>5</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第3項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、土地にあつては<u>300,000円</u>、<u>家屋にあつては200,000円</u>、償却資産にあつては<u>1,500,000円</u>に満たない場合には、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度から<u>令和9年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、	<u>4</u> (略) <u>5</u> 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>令第48条の9の8</u>において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 <u>6</u> 前項の規定の適用がある場合における<u>第4項</u>の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (固定資産税の免税点) 第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が、<u>土地又は家屋</u>にあつては300,000円、償却資産にあつては<u>1,800,000円</u>に満たない場合には、固定資産税を課さない。 附 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第3条 平成30年度<u>以後</u>の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用

改正前	改正後
同条の規定を適用することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第4条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第17条の4第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項<u>又は附則第21条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、か	することができる。 (個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 第4条の3 平成22年度から<u>令和25年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から<u>令和12年</u>までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第4条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第17条の4第1項、附則第17条の5第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項、<u>附則第19条の4第1項又は附則第21条第1項</u>の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、か

改正前	改正後
つ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第18条の2 （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第5項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第10項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略）	つ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には、法附則第7条の2第4項（<u>法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。</u>）に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第18条の2 （略） 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（<u>法附則第34条の2第6項</u>に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が<u>法附則第34条の2第12項</u>の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。 3 （略） 4 <u>第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時ににおいて地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</u> <u>（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）</u> <u>第１９条の４ 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第３３条第１項及び第２項並びに第３４条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第３４条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。</u> <u>２ 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>（１） 第３４条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第１９条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>（２） 第３４条の６から第３４条の８まで、第３４条の９第１項、附則第４条第１項及び附則第４条の３第１項の規定の適用については、第３４条の６中「所得割の額」</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項前段、第３４条の８、第３４条の９第１項、附則第４条第１項及び附則第４条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第３４条の７第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第１９条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u> <u>（３） 第３５条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第１９条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第１９条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。</u> <u>（４） 附則第２条の５の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第１９条の４第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第１９条の４第１項の規定による市（町・村）民税の所得割の額」とする。</u>

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （１） 第３６条の２第１項ただし書、第３６条の３の２及び第３６条の３の３の改正規定並びに附則第３条の改正規定及び附則第４条の３第１項の改正規定並びに次条第１項及び第２項の規定 令和９年１月１日
- （２） 第６３条の改正規定及び附則第３条の規定 令和９年４月１日
- （３） 第３４条の７第２項の改正規定並びに附則第４条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限

る。）、附則第6条の2の改正規定及び附則第18条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 附則第4条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の檀原市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の檀原市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の檀原市税条例附則第4条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の檀原市税条例附則第4条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第18条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第18条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の4の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

理由 地方税法等の一部改正により、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う寄附金税額控除の見直し等を行うため、所要の改正を行うもの

議第43号

檀原市認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

檀原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

檀原市認可地縁団体印鑑条例（平成5年檀原市条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 （略）	（代理人による申請） 第12条 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。 2 （略）

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

理由 地方自治法施行規則の一部改正に伴い、引用する同省令の条項の条番号等に変更が生じたため、所要の改正を行うもの

議第44号

橿原市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部改正について
 橿原市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。
 令和8年9月1日提出

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市中心身障害者医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例
 （橿原市中心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）
 第1条 橿原市中心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年橿原市条例第8号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（定義） 第1条の2 （略） 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び <u>社会保険診療報酬支払基金</u> をいう。	（定義） 第1条の2 （略） 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> をいう。

（橿原市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正）
 第2条 橿原市子ども医療費の助成に関する条例（昭和48年橿原市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（定義） 第1条の2 （略） 2 （略）	（定義） 第1条の2 （略） 2 （略）

改 正 前	改 正 後
3 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び <u>社会保険診療報酬支払基金</u> をいう。	3 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> をいう。

（樫原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正）

第3条 樫原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和53年樫原市条例第10号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（定義） 第1条の2 （略） 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び <u>社会保険診療報酬支払基金</u> をいう。	（定義） 第1条の2 （略） 2 この条例において「審査支払機関」とは、奈良県国民健康保険団体連合会及び <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の樫原市中心身障害者医療費の助成に関する条例、樫原市子ども医療費の助成に関する条例及び樫原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

理由 医療法等の一部改正に伴い、審査支払機関の名称が変更されるため、所要の改正を行うもの

議第45号

檀原市工場立地法準則条例の制定について
檀原市工場立地法準則条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市工場立地法準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則（工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法の定めるところによる。

(適用区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに同法第7条第3項の市街化調整区域	100分の10以上	100分の15以上

(緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法)

第4条 緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる太陽光発電施設と重複する土地の面積及び建築物屋上等緑化施設（省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。）の面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の5

0の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができるものとする。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第5条 市長は、特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日以前に設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則（備考）1の二及び三並びに3の規定の例による。この場合において、法準則（備考）1の二中「0.2」とあるのは準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域（以下「工業地域等」という。）にあつては「0.05」と、法準則（備考）1の三中「0.25」とあるのは準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域等にあつては「0.1」と、法準則（備考）3の一中「0.2」とあるのは準工業地域にあつては「0.1」と、工業地域等にあつては「0.05」と、法準則（備考）3の二中「0.25」とあるのは準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域等にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

理由 市内の既存企業の事業拡大や市内への新規企業の立地促進を図るため、工場周辺の環境保全に配慮しつつ、工場立地法で定める緑地面積率等を緩和するにあたり、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、条例を制定するもの

議第46号

檀原市景観条例の一部改正について

檀原市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市景観条例の一部を改正する条例

檀原市景観条例（平成18年檀原市条例第30号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
（行為の変更及び完了の届出） 第17条 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が<u>同条第7項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 2 （略） （届出を要しないその他の行為） 第19条 法<u>第16条第7項第11号</u>の条例で定める行為は、檀原市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年檀原市条例第29号）第4条第1項による許可を受け、又は同条例第6条の規定による協議若しくは同条例第7条の規定による通知をして行う行為及び別表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。	（行為の変更及び完了の届出） 第17条 法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が<u>同条第8項各号</u>に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。 2 （略） （届出を要しないその他の行為） 第19条 法<u>第16条第8項第12号</u>の条例で定める行為は、檀原市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年檀原市条例第29号）第4条第1項による許可を受け、又は同条例第6条の規定による協議若しくは同条例第7条の規定による通知をして行う行為及び別表の左欄に掲げる地区の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

理由 景観法の一部改正に伴い、引用する同法の条項の項番号及び号番号に変更が生じたため、所要の改正を行うもの

議第47号

檀原市世界遺産条例の一部改正について

檀原市世界遺産条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市世界遺産条例の一部を改正する条例

檀原市世界遺産条例（令和7年檀原市条例第25号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
檀原市には、先人の営みが大地に刻まれた数多くの歴史的、文化的遺産があり、私たちにとって過去と未来をつなぐかけがえのない財産となっています。万葉の時代をしのばせる「名勝大和三山（香具山、畝傍山、耳成山）」がそびえ、その中央には我が国最初の都「藤原京」の中心であった「藤原宮跡」があります。 「飛鳥・藤原の宮都」は、6世紀末から8世紀初頭において当時の中国・朝鮮半島諸国との交流のもと、日本で初めて中央集権体制に基づく宮都が誕生し成立した過程を示す、地下に埋蔵された考古学的遺跡群です。これらの遺跡は、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を持つような、傑出した文化的な意義である顕著な普遍的価値を有し、<u>世界遺産として登録されるべきものです。</u> 私たちは、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を深く理解するとともに、これまで飛鳥・藤原の地域における人々の生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致や景観が顕著な普遍的価値に大きく寄与していることを忘れてはなりません。 このような認識のもと、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく遺産の保存と活用	檀原市には、先人の営みが大地に刻まれた数多くの歴史的、文化的遺産があり、私たちにとって過去と未来をつなぐかけがえのない財産となっています。万葉の時代をしのばせる「名勝大和三山（香具山、畝傍山、耳成山）」がそびえ、その中央には我が国最初の都「藤原京」の中心であった「藤原宮跡」があります。 <u>世界文化遺産</u>「飛鳥・藤原の宮都」は、6世紀末から8世紀初頭において当時の中国・朝鮮半島諸国との交流のもと、日本で初めて中央集権体制に基づく宮都が誕生し成立した過程を示す、地下に埋蔵された考古学的遺跡群です。これらの遺跡は、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性を持つような、傑出した文化的な意義である顕著な普遍的価値を有し<u>ています。</u> 私たちは、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を深く理解するとともに、これまで飛鳥・藤原の地域における人々の生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致や景観が顕著な普遍的価値に大きく寄与していることを忘れてはなりません。 このような認識のもと、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、「飛鳥・藤原の宮都」が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく遺産の保存と活用

改 正 前	改 正 後
を行い、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定するものです。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 世界遺産 <u>世界遺産条約履行のための作業指針（以下「作業指針」という。）に定める暫定リスト（世界遺産一覧表に記載された場合においては、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条に規定する世界遺産一覧表とする。）</u>に記載されている「飛鳥・藤原の宮都」の資産のうち、市内に有する「菖蒲池古墳」、「藤原宮跡」、「大官大寺跡」及び「本薬師寺跡」をいう。 (2) 顕著な普遍的価値 作業指針に定める顕著な普遍的価値をいう。 (3) ～ (5) (略)	を行い、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定するものです。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 世界遺産 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条に規定する世界遺産一覧表に記載されている「飛鳥・藤原の宮都」の資産のうち、市内に有する「菖蒲池古墳」、「藤原宮跡」、「大官大寺跡」及び「本薬師寺跡」をいう。 (2) 顕著な普遍的価値 <u>世界遺産条約履行のための</u>作業指針に定める顕著な普遍的価値をいう。 (3) ～ (5) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理由 令和8年7月26日、世界遺産委員会において「飛鳥・藤原の宮都」が世界文化遺産に登録されたため、所要の改正を行うもの